

令和6年度 保育のしおり

保育を安全に実施するため、持病や障害のあるお子さんなどは事前の相談が必要です。
入所までに1年以上の時間を要する場合がありますので、お早目にご相談ください。



カッキー



オリーブちゃん



じーくちゃん

申請書受付 月～金曜日（祝日を除く）9時～12時、13時～17時

（12～13時も受付できますが待ち時間が長くなります）

求職活動は
2次から
受け付けます

入園希望月	申請期間（町外施設を希望する場合はP8を参照）	結果発送日（電話確認可能日）※3
4月（1次）※1	令和5年12月1日（金）～ 28日（木）	令和6年 2月26日（月）
4月（2次）※2	令和6年 1月4日（木）～2月29日（木）	令和6年 3月21日（木）
5月	令和6年 3月1日（金）～ 29日（金）	令和6年 4月22日（月）
6月	令和6年 4月1日（月）～ 30日（火）	令和6年 5月20日（月）
7月	令和6年 5月1日（水）～ 31日（金）	令和6年 6月20日（木）
8月	令和6年 6月3日（月）～ 28日（金）	令和6年 7月22日（月）
9月	令和6年 7月1日（月）～ 31日（水）	令和6年 8月20日（火）
10月	令和6年 8月1日（木）～ 30日（金）	令和6年 9月20日（金）
11月	令和6年 9月2日（月）～ 30日（月）	令和6年10月21日（月）
12月	令和6年10月1日（火）～ 31日（木）	令和6年11月20日（水）
1月	令和6年11月1日（金）～ 29日（金）	令和6年12月20日（金）
2月	令和6年12月1日（月）～ 27日（金）	令和7年 1月20日（月）
3月	令和6年12月1日（月）～ 27日（金）	令和7年 1月31日（金）

※1 4月入所は1次受付分を選考後、2次受付分を選考します。

※2 4月入所で保育を必要とする事由が「求職活動」の場合は、2次受付から申込みができます。

※3 電話で結果を確認したい場合は、結果発送日以降にお問い合わせください。

町外施設を希望している場合は調整に時間がかかるため、結果をお伝えできるのは入所希望月の数日前です。

注意！

□ すべての書類を揃えてご提出ください。（P13参照）

提出できない書類がある場合は、受付ができないことや入所に際して不利になることがあります。

【お問い合わせ】

長与町役場こども政策課 保育所担当
〒851-2185 長与町嬉里郷 659 番地 1
Tel 095-801-5886（直通）
095-883-1111（代表）

よくある質問
はコチラ↓



様式 DL はコチラ↓



毎月15日すぎ更新
空き状況はコチラ↓



はじめに

子どもの預け先である保育園と幼稚園についての基本的なことを説明します。入所の申込をする前にぜひ、お読みください。

○保育園

保育園は0歳から5歳までの乳幼児が利用できます。利用する年度の4月1日時点の年齢で対象クラスが決まります。(4月1日で1歳5か月の場合は、翌年3月末まで1歳児クラスに在籍します。)

また、保育園を利用するには**保育を必要とする理由**が必ず必要となります。保護者が仕事や介護、病気などの理由により自宅で保育ができないときに利用ができます。理由がない場合や、理由がなくなった場合は利用できません。

保育園の利用時間は1日最大8～11時間です。保育が必要な理由によって利用できる時間が異なります。延長保育を実施している施設もあります。また、長期休暇(夏休み等)はありません。

○幼稚園

幼稚園は、満3歳から5歳の幼児が通う施設で、保護者が保育できない理由がなくともどなたでも**利用できます**。幼稚園の利用時間は基本的に1日4時間程度で、保育園に比べて活動時間が短めなのが特徴です。また、長期休暇(夏休み等)もあります。

保育園とは異なり、「教育」を目的とした施設です。幼稚園での教育とは、読み書き計算を学ぶことではなく、探求心や協調性などを育み、就学の土台をつくるものです。

○認定こども園

こども園とは幼稚園と保育園が一体化した施設で、利用方法が「保育」と「教育」があります。「保育」は保育園、「教育」は幼稚園と同様の利用内容となります。ただし、利用時間は施設によって異なります。

こども園の特徴として、3歳から5歳までの幼児で「保育」の利用をされている方で、親が仕事を辞めたときなど保育を必要とする事由がなくなったときでも、「教育」の利用へ切り替えることで今までと同じ園に通えることができます。

保育園・幼稚園・こども園の違い

	保育園		認定こども園		幼稚園
			保育	教育	
対象	0歳～		0歳～	満3歳～	満3歳～
利用時間	標準時間(1日最大11時間) 短時間(1日最大8時間)		標準時間(1日最大11時間) 短時間(1日最大8時間)	4時間	4時間
利用料	0歳～2歳児	所得などにより 決定*1	0歳～2歳児	所得などにより 決定*1	無償化*1
	3歳～5歳児	無償化	3歳～5歳児	無償化	
申込先	長与町役場		長与町役場	各施設	各施設
その他	保育を必要とする事由が必要			保育を必要とする事由等の事由を満たせば 預かり保育の無償化あり	

*1 詳細は「5.費用について」をご確認ください。

1. 利用の流れ

施設の見学 P11 参照

園庭開放日や園内見学をご利用ください。予約の有無については P11 を参考にしてください。保育方針や設備、雰囲気などは保育施設によってさまざまな特色があります。実際に自分の目で見て、希望の保育施設を選択してください。雨天時や緊急の場合も想定した自宅・職場からの送迎ルートや移動手段、移動にかかる時間もご確認ください。ならし保育や保育料以外にかかる費用なども事前に確認してください。

入所の申込み P13 参照

必要書類すべてを揃えて申請期間内にお申込みください。証明書の発行に時間がかかることがありますので余裕をもってご準備ください。保育料がかかる方は金融機関へ口座振替納付依頼書をご提出ください。

教育・保育給付認定の通知 ※申請時期により、結果と同時に送付することがあります。

子どもの年齢、保育の必要とする事由などに応じて認定を行い、利用できる時間を決定し、通知します。

利用調整

長与町の基準に基づき、保育の必要性の高い方から施設を決定します。申込みの先着順ではありません。

結果の通知 表紙の結果発送日頃に郵送で送付します。

入所が決まった場合

決定した施設に連絡し、入所の手続きを行ってください。入所日は毎月 1 日です。申込みと異なる状況で利用する場合や保育を必要とする要件を確認できない場合は、入園していても退所していただきます。

現況届(毎年6月ごろ)

保育を必要とする事由や世帯員の状況を確認します。証明書などをあらかじめ取得いただき、ご提出いただくことで継続して利用ができます。

保育料の見直し(毎年9月ごろ)

当年度の税額で計算した保育料についてお知らせをします。保育料が無償化になるのは、3歳を迎えた誕生日の翌年4月分からです。

入所できなかった場合

「保育所等利用調整結果通知書(利用保留通知)」が届きます。利用を希望する期間は、その年度中に限り、翌月以降も在園できる期間まで選考を行います。保留通知が届くのは初回のみです。

※保留通知が必要となった場合、翌月以降の選考が不要な場合は、ご連絡ください。

※希望施設の追加はお電話で承ります。入園希望月の申請期間内にご連絡ください。

※申請内容の変更は入園希望月の申請期間内に手続きが必要です。(例:求職活動⇔就労、世帯員の転出入)

※利用保留期間が長いことで優先されることはありません。また、待機になった場合の順位はお問い合わせいただいても回答できません。

Q. 現況届は何のため?

A. 法律で年に1度は保育を必要とする事由を確認することが定められています。長与町では、毎年6月に施設を通じて現況届を提出いただいています。申込みの状況と変わっている場合や、就労の実績などを確認できない場合は、退所になりますので必ず期日までにご提出ください。なお、就労などの実績を確認するため、証明書は6月1日時点のものを取得いただきます。あらかじめご了承ください。

2. 保育の利用申込みができる方

次をいずれも満たす方が対象です。必要書類についてはP13をご覧ください。

- 町内在住者または父・母いずれかが町内に勤務先がある方
- 保護者いずれもが「保育を必要とする事由」に該当する方

保育を必要とする事由	事由の内容	在園できる期間	利用できる時間
求職活動	就労する意志があり、求職活動に専念している場合	入所希望月から 3か月	保育短時間 (最大8時間)
就労 (自営業、就労予定を含む)	1か月64時間(目安として1日4時間 かつ週4日)以上働いており、1時間あたり賃金が長崎県最低賃金相当 ※1	就労の期間	
	1か月120時間(目安として1日6時間 かつ週5日)以上働いており、1時間あたり賃金が長崎県最低賃金相当 ※1	就労の期間	保育標準時間 (最大11時間) または 保育短時間 (最大8時間)
妊娠・出産	母親が出産の前後である場合	出産予定日を含む、 産前産後6か月	
疾病・障害	保護者の心身に病気や障害がある場合 または入院加療が必要である場合	必要がなくなるまで	
介護・看護	同居親族または長期入院している親族の 介護・看護が常時必要である場合	必要がなくなるまで	
災害復旧	地震・火災・風水害等の災害復旧にあ っている場合	復旧が終了するまで	
就学	学校や就労を目的とした職業訓練校な どに就学している場合	在学期間中	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要と認められる期 間	

※1 例えばR6.4月の収入が6万円、就労時間が64時間の場合は1時間あたりの賃金937円で長崎県最低賃金898円(R5.10.13～)を上回るため「就労」として認定できます。

3. 利用できる時間

保育標準時間で認定を受けた場合

7:00	開所時間	18:00	19:00
保育標準時間(1日最大11時間)			延長 保育

保育短時間で認定を受けた場合

7:00	8:00	開所時間	16:00	19:00
延長 保育	保育短時間(1日最大8時間)			延長 保育

※ あやめ幼稚園は標準時間が「7:30～18:30」、短時間が「8:30～16:30」です。

※ 延長保育を利用する場合、事前申請が必要です。また利用料がかかる場合があります。

※ 育児休業中の保育施設の利用は特例として認めていますので、利用できる時間は保育短時間のみです。

4. こんなときは必ず届け出てください

主な変更内容	提出書類
長与町内で転居した	給付認定内容変更届
離婚や婚姻により世帯構成に変化があった	
保育施設の利用をやめる	退所届
長与町外に転出する ※長与町外に転出後も長与町内の保育施設の利用を継続したい場合は、転出先の市区町村で利用の申込みが必要です。	
2か月を超えて欠席する場合	
退職し、求職活動を行う	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、 入所申立書、求職活動をしていることを証明できる書類 (ハローワークの登録証など)
勤務先や勤務時間が変わった	就労証明書
妊娠や出産により産休に入る	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、 母子手帳の写し(表紙と分娩予定日が確認できる箇所)
就労で入所決定し、すでに保育施設を利用しているお子さんについて、育児休業を取得する場合に、保育施設の利用を継続したいとき	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、 育児休業証明書
育児休業が終了し仕事に復帰する	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、 就労証明書
修正・更正・還付申告により税額が変更になった	こども政策課までご連絡ください
長与町外に居住していた方で、その市町村で課税された市町村民税額に変更があった	該当市町村が発行する住民税課税証明書(控除内容の記載があるもの)
生活保護の開始・廃止が生じた	生活保護の開始・廃止決定通知書
児童や同居者が障害・療育手帳を取得した	障害者(療育)手帳の写し
その他申請内容に変更があったとき	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証 その他変更内容が分かる書類

手続きの締切日

利用中の方：給付認定等の変更を必要とする開始月の前月20日まで

申込中の方：利用を希望する月の前々月末まで

※ 締切日が土日祝日の場合は直前の平日

たとえば…



短時間認定を受けていて、就労時間が長くなった場合、
20日までに手続きをすれば、翌月から標準時間へ変更できるよ♪
20日を過ぎて手続きすると、翌々月からの変更になって、
翌月の延長保育料は実費になるので、気を付けてね！

5. 費用について

0歳児～2歳児クラスについて

月額保育料がかかります。途中で誕生日を迎えても、その年度中は同じクラスに在籍します。教材費や行事費が施設によってかかることがあります。

クラス	生年月日	費用
0歳児クラス	令和5年4月2日～	保育料
1歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日	教材費
2歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	行事費など



8月に3歳のお誕生日を迎えても翌年3月までは保育料がかかるよ

3～5歳児クラスについて

3歳のお誕生日を迎えた翌年4月から無償化により保育料は0円となります。給食費（副食費）は実費負担となります。費用は施設によって異なります。教材費や行事費が施設によってかかることがあります。

クラス	生年月日	費用
3歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	給食費（副食費）
4歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日	教材費
5歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日	行事費など

保育料が無償化で0円になってもかかる費用があるよ



保育料の支払について

利用施設	認可保育園	認定こども園
通知方法	入所が決定した場合は町より保育料決定通知書にてお知らせします。	
支払先	長与町	各施設
支払方法	口座振替	各施設にご確認ください。
支払時期	毎月28日（再振替日 翌月15日） ※ 金融機関休業日の場合は翌営業日	
手続き	口座振替依頼書を、口座振替を行う金融機関へ直接ご提出ください。	

口座振替ができなかった場合、納付書を送付しますので期日までに確実に納付ください。

保育料や副食費の滞納が発生した場合、児童手当からの徴収を実施しますので、あらかじめご了承ください。

保育料の負担軽減について

(1) 第4階層①以下に該当する世帯の場合、ひとり親家庭等の場合で第4階層②以下に該当する世帯

第1子の年齢・認定の有無などにかかわらず、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

(2) 子どもが2人以上いる場合

小学校就学前の範囲において、教育・保育給付認定を受けて認可保育所等の対象となる施設を同時に利用する最年長のお子さんから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



1人目のお子さんが3歳の誕生日を迎えて、1号認定か新1号認定を受けた場合は、その翌月から2人目のお子さんの保育料は半額となるよ。

対象となる施設	対象とならない施設
保育所・認定こども園	企業主導型以外の認可外保育施設（幼稚園の年少々クラスなど）
特別支援学校幼稚部	
障害児通所支援施設	
医療型児童発達支援施設	
企業主導型認可外保育施設	

保育料の算定方法について

保育料	税額の対象年度	算定基準
令和6年4月～令和6年8月分	令和5年度（令和4年中の収入）	保護者の町民税所得割額
令和6年9月～令和7年3月分	令和6年度（令和5年中の収入）	※住宅ローンや寄付金の税額控除などは適用外

保護者（父母など）の町民税 所得割額の合算額によって、下記の表のとおり算定します。

調整控除を除く税額控除（ふるさと納税などの寄付金控除や住宅ローン控除）は保育料の算定においては適用となりません。調整控除以外の税額控除がある場合は、町民税所得割額に足し合わせて、下記表をご覧ください。

（例）父：町民税所得割額 5 万円、住借特控 2 万円 / 母：町民税所得割額 3 万円、寄付控除(町)1 万円

この場合、父母の合計は 11 万円ですので、保育料は第 5 階層に記載する額です。

階層区分	定義	標準時間			短時間		
		国基準	長与町		国基準	長与町	
		第 1 子	第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 1 子	第 2 子
第 1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
第 2	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭等	0	0	0	0	0	0
第 3	町民税所得割額 48,600 円 未満	19,500	15,800	7,900	19,300	14,200	7,100
	ひとり親家庭等	9,000	7,400	0	9,000	6,600	0
第 4	①町民税所得割額 57,700 円未満	30,000	23,800	11,900	29,600	21,400	10,700
	ひとり親家庭等	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
	②町民税所得割額 77,101 円未満	30,000	23,800	11,900	29,600	21,400	10,700
	ひとり親家庭等	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
	③町民税所得割額 97,000 円未満	30,000	23,800	11,900	29,600	21,400	10,700
第 5	町民税所得割額 169,000 円未満	44,500	41,000	20,500	43,900	36,900	18,400
第 6	町民税所得割額 301,000 円未満	61,000	54,000	27,000	60,100	48,600	24,300
第 7	町民税所得割額 397,000 円未満	80,000	60,000	30,000	78,800	54,000	27,000
第 8	町民税所得割額 397,000 円以上	104,000	68,000	34,000	102,400	61,200	30,600

- ・保護者（父母など）ともに収入がない場合または非課税の場合、世帯分離に関係なく同住所地にお住まいの方のうち、収入が高い方の町民税所得割額を基に算定します。
- ・転入した方、未申告の方などで収入や税額の確認ができない場合、資料の提出を求めることがあります。期限までに提出が確認できない場合は、最高額で決定します。変更は翌月以降しかできませんので、必ず期限内にご提出ください。
- ・毎年9月に保育料の見直しを行うため、年度の途中で保育料が変更となることがあります。
- ・保育料の算定をするために申告は必要です。申告方法の詳細は税務課へお尋ねください。

毎年6月ごろに勤め先や市町村から届く『町民税・県民税税額決定通知書』を見て計算できるよ。詳しい計算方法については、ホームページにも掲載しているので見てみてね。個人情報なのでお電話ではお答えできないけれど、『町民税・県民税税額決定通知書』を持参してもらえれば、こども政策課の窓口で保育料を確認することもできるよ。



保育料について↓



6. 利用に関する留意事項 ご家庭でよくお読みください。

利用申込みについて

- 利用申込み前に必ずお子さんと一緒に見学に行き、利用する意思のある施設を記入してください。**原則、利用が決定した後の辞退や年度途中の転園はできません。**
- 利用申込み後、転勤などによりやむを得ず利用辞退が必要となった場合には、すぐにこども政策課までご連絡ください。できるだけ早い時期に辞退していただくことにより、待機している方をご案内することができます。貴重な利用枠ですので、ご協力をお願いします。
- 保育の必要性が認められていても、希望施設の受入可能人数を超過している場合は、希望する施設いずれも利用できず利用保留となります。利用保留となった場合は、利用申込みの取り下げをしない限り、給付認定の有効期間内に限り当年度末までは継続して毎月利用調整を行いますので、改めて利用申込みをする必要はありません。※ 利用の決定がされないまま給付認定期間が終了した後、引き続き保育所等の利用を希望される場合は、改めて利用申込みが必要です。
- 利用申込みをするお子さんのきょうだいに保育料の滞納がある方は、必ず支払いを済ませてください。
- **障害がある、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、利用申込みの1年以上前にこども政策課まで必ずご相談ください。**安全な保育が可能であるか事前に協議をさせていただきます。事前協議なしに申込をされた場合、入所までに1年以上の時間を要する場合があります。

育児休業後に復職予定での申込みについて

- ※ このしおりにおける育児休業は「育児・介護休業法」に基づくもので、就労者と職場で労使協定が結ばれており、職場への復帰を前提として休業することを意味します。元の職場への復帰を予定しているが一度退職をする場合、転職をする場合、自営業の場合の休業は育児休業には該当しません。
- 育児休業は、保育を必要とする事由にあたらなため、育児休業対象児童の保育所等の利用申込みはできません。復職する月から、利用申込みができます。
- 育児休業から復職予定で申込みを行い入所が決定した方は、入所月中の復職が必要です。復職したことの確認のため、入所した月の末日までに復職証明書をご提出いただきます。復職日が月末に近い場合は復職日の翌日から15日以内にご提出ください。提出がない場合は、入園していても退所となります。
(例) 4月入所の場合は4月30日までに復職、5月15日までに職場で記入してもらった復職証明書を提出
- 育児休業中または育児休業終了後に勤務先を退職(転職含む)した場合や、育児休業を取得した勤務先に復職したことの確認ができない場合は、**退所となります。**

育児休業中の継続入所について(特例)

- 就労で入所決定した方は、すでに保育施設を利用中のお子さんについて、育児休業を取得する場合(父母が同時に取得する場合を除く)は、下に生まれたお子さんが1歳に達する前の月まで**短時間認定**で保育施設の利用を継続できます。下に生まれたお子さんが1歳に達した後は、下のお子さんについて認可保育所などの入所申込みを行い入所保留となった場合のみ、年度末までは引き続き継続して保育施設の利用ができます。
※育児休業は基本的に家庭で保育ができる状態ですが、お子さんの環境の変化を防ぎ、継続的な保育の提供を行う観点から、特例として保育の必要性を認めています。
- 令和5年4月より、出産日から8週目を経過する日の月末までに限り、両親ともに産後休業、育児休業を取得する場合も保育施設の利用を継続することができます。**当該期間を超える場合は、退所となります。**
(例) 母：出産後1年間産後休業、育児休業 / 父：出産後8週間育児休業
 - 出産後8週目を迎える日が4月20日の場合、父は5月1日までに復職
 - 父の就労証明書(育児休業の記載必須)の提出が必要です。また、父の復職日から15日以内に父の復職証明書もご提出ください。

長与町外の保育所等の利用について

- 長与町外の施設を希望する場合、申込みの要件が市区町村によって異なります。事前に希望施設のある市区町村へ、長与町民であることを伝えた上で、申込みできる条件と必要書類についてご確認ください。必要書類が揃いましたら、希望施設のある市区町村の申込締切日より10日前までに長与町へ書類をご提出ください。長与町から希望施設のある市区町村へ申込みをします。
- 施設入所の利用調整は希望施設のある市区町村で行います。当該市区町村在住の方が優先となりますので、申込みや施設の状況によっては入所できないこともあります。ご了承ください。
- 入所期間は当該年度末または利用の有効期間までとなります。利用要件に該当し、次年度も継続して利用希望される場合は、次年度の利用申請受付期間に改めて利用申請をする必要があります。利用調整の結果、継続して利用できない場合もありますのでご了承ください。

利用期間について

- 保育所等を利用できる期間は、「利用決定通知書」の利用期間内となります。利用期間が終了した場合は、退所となります。
- 利用期間内で保育所等を利用中の方でも、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は退所となります。
- 次の場合のように、保育を必要とする事由の変更があり、利用期間を延長する必要がある場合は、当初の入所の目的が達成されたことになるため、変更ではなく、新規で入所の申込み（利用調整）が必要です。

	入所決定時		変更後
1	妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、虐待・DV	→	他の全ての事由
2	求職活動、就学	→	就労以外の全ての事由
3	就労→妊娠・出産（変更）→育児休業（変更）→就労（※復職のみ）の一連の流れにならない場合		

転園について

- 年度初め（4月入所1次受付および2次受付）に限り、申込みすることが可能です。
※ 転園が決定した場合は元の施設に戻ることはできません。また育児休業中の転園はできません。
- 年度途中に、他の保育所等に転園することは原則認められません。

長期欠席について

- 2か月を超えて欠席する場合は退所となり、退所届の提出が必要です。
※ 里帰り出産なども含む（休園はできません。）
- 2か月を超えない場合の欠席でも、在籍している期間は保育料がかかります。

退所について

- 退職した場合など、家庭でお子さんの保育が可能になり「保育の必要性」がなくなった場合や、町外に転出し、町外の施設へ通う場合は、退所となります。
- 町外に転出した後も同じ施設への通園を希望する場合、転出年度末までは継続して通園することができます。ただし、長与町役場へは退所届の提出が必要です。また、転出先の市区町村で改めて利用の申込みが必要ですので、転出先の市町村へあらかじめご相談ください。
- 退所予定月の前月20日までに、退所届をこども政策課まで提出してください。

入所に際して

- 施設を利用する上で、登園管理の徹底を行っております。欠席・遅刻される場合などは、利用する施設へ必ずご連絡ください。

7. 一時的な預かり事業や子育て支援センターについて

○一時預かり事業（対象年齢満1歳～）

保育・教育施設を利用（在籍）していないご家庭で、一時的に保育が必要なお子さんを保育施設でお預かりしています。

長与町内に住民票がない方は、町内で里帰り出産をする場合のみ利用できます。

事前に利用登録が必要です。利用登録できる施設は1か所です。複数施設で利用登録することはできません。

【実施施設】高田保育所（☎856-2333）

※施設に利用状況を問い合わせた後、長与町役場こども政策課へお申込みください。

堂崎の里ひかり保育園（☎883-8855）

おおとり保育園（☎883-7747）

上長与こども園（☎883-4035）

※各施設に直接お申込みください。

【1日の利用料】満1歳～2歳児クラス：2,200円（別途食費300円）

3歳児クラス以上：1,200円（別途食費300円）

※上長与こども園ご利用の場合は、園にお尋ねください。

※高田保育所をご利用の場合は、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯であってひとり親家庭または在宅障害児（者）がいる世帯は、利用料が無料となります。（食費は別途300円）

【ひと月の利用上限】12日間まで

○病児保育

乳幼児のお子さんが病気の回復期または病気のため集団保育が困難であり、家庭で保育できない場合（就労・疾病・出産など）にお子さんを一時的にお預かりします。

【対象】保育園・小学校などに通っていて長与町に住所がある、

生後3か月から小学校3年生（ひなみっこは小学校前）までの子ども

【利用料】2,000円（給食費は別途500円）

※市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯は1,000円（給食費は別途500円）

【利用方法】必要書類（利用登録書、利用申請書、健康保険証の写し）をご希望の前日までに実施施設へ提出し、予約をしてください。

必要書類は、実施施設・長与町こども政策課窓口・長与町のホームページで取得できます。

【実施施設】ひなたぼっこ（おひさまこどもクリニック横）☎800-7232

Hinamicco（ひなみこどもクリニック2階）☎801-3063

病児保育について↓



○子育て支援センター（おひさまひろば・児童館）

0歳から未就学のお子様とその保護者の方が、無料で気軽に遊びにすることができます。お子様と一緒におもちゃで遊んだり、同じ子育て中のママやパパとおしゃべりしたり、親子で楽しめる場所です。定期的にイベントも実施していますので、ぜひお越しください。詳しくはホームページをご覧ください。

長与 おひさまひろば 検索

長与 児童館 検索

○ファミリーサポートセンター

お子さんのお世話を一時的に有料でおこなう住民参加型のたすけあい活動です。子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と、お手伝いをしていただける方（協力会員）がそれぞれファミリーサポートセンターの会員になり、センターは会員さん同士の仲介をおこなっています。利用の際は事前登録が必要です。

【対 象】生後3か月～小学校6年生以下のお子さん

【利用料】

通 常（7：00～19:00）	1時間当たり 700円
上記以外（早朝・夜間）	1時間当たり 800円
土・日・祝日 年末年始（12/29～1/3）	1時間当たり 900円

ファミリーサポート
センターについて↓



【お問い合わせ】長与町ファミリーサポートセンター（長与町役場こども政策課内）

☎080-7801-7592

イオンタウン×長与町「cocosuki ながよ」

月先着10人、イオンタウンに無料券をもらいに行くと、年間5回までファミリーサポートセンター託児利用料が月2時間無料になります！

子ども連れで外出が難しい時、育児リフレッシュなどにご利用ください。

【利用方法】Aファミサポに予約する

Bイオンタウンでスタンプカードにスタンプを押してもらう

→AとBが揃うと託児サービスが2時間無料になります。

※AとBはどちらが先でもOKです。

「cocosuki ながよ」
利用イメージ動画



ひとり親・多子世帯・3歳未満の多胎児・保護者疾病に対する補助

1年度につき最大24時間まで託児料が無料になる補助があります。（予算がなくなり次第終了）

～ MEMO ～



8. 長与町の保育施設について

○認可保育施設

	施設名・定員	所在地及び連絡先	開始月	園庭開放日	見学	延長保育の時間及び料金
公立	高田保育所 (90名)	高田郷 2047 番地 3 ☎856-2333	満 3 月	水曜日 10:00～11:30	水曜日 10:30～ (要予約)	7 時～8 時, 16 時～19 時 短時間のみ 200 円/1h
	長与保育園 (150名)	嬉里郷 675 番地 ☎883-2538	満 5 月	第 1、3 土曜日 10:00～11:00 (要予約)	随時 (要予約)	
	めぐみ保育園 (160名)	吉無田郷 2030 番地 10 ☎883-3466	満 5 月	第 2、4 土曜日 10:00～11:00 (要予約)	随時 (前日までに 要予約)	
	のぞみ保育園 (70名)	三根郷 53 番地 100 ☎883-1040	満 5 月	土曜日 10:00～11:00 (要予約)	随時 (要予約)	
	わかば保育園 (160名)	嬉里郷 1142 番地 1 ☎883-4906	満 5 月	土曜日 10:00～11:00 (要予約)	随時 (前日までに 要予約)	
	道の尾保育園 (120名)	高田郷 83 番地 5 ☎856-0970	満 5 月	第 2、4 土曜日 10:00～11:00	随時 (要予約)	16 時～19 時 短時間のみ 200 円/1h
	あじさい 保育園 (90名)	吉無田郷 1221 番地 155 ☎883-8853	満 3 月	第 1、3 土曜日 10:00～11:00 (要予約)	随時 (要予約)	
	堂崎の里 ひかり保育園 (53名)	岡郷 3049 番地 39 ☎883-8855	満 3 月	水曜日 10:00～11:30	随時 (前日までに 要予約)	
	おおとり 保育園 (80名)	北陽台 1 丁目 3 番地 1 ☎883-7747	満 5 月	園へお尋ね ください	随時 (要予約)	
	上長与 こども園 (90名)	吉無田郷 1489 番地 94 ☎883-4035	満 6 月	月～金曜日 10:00～16:30	随時 (3 日前まで に 要予約)	
認定こども園 あやめ幼稚園 (60名)	嬉里郷 855 番地 ☎883-2647	満 6 月	火・木・金曜日 10:30～11:30	随時 (前日までに 要予約)	短時間 7 時半～8 時半 3 号 1,000 円/回 2 号 200 円/回 16 時半～18 時半 3 号 500 円/30 分 2 号 100 円/30 分	

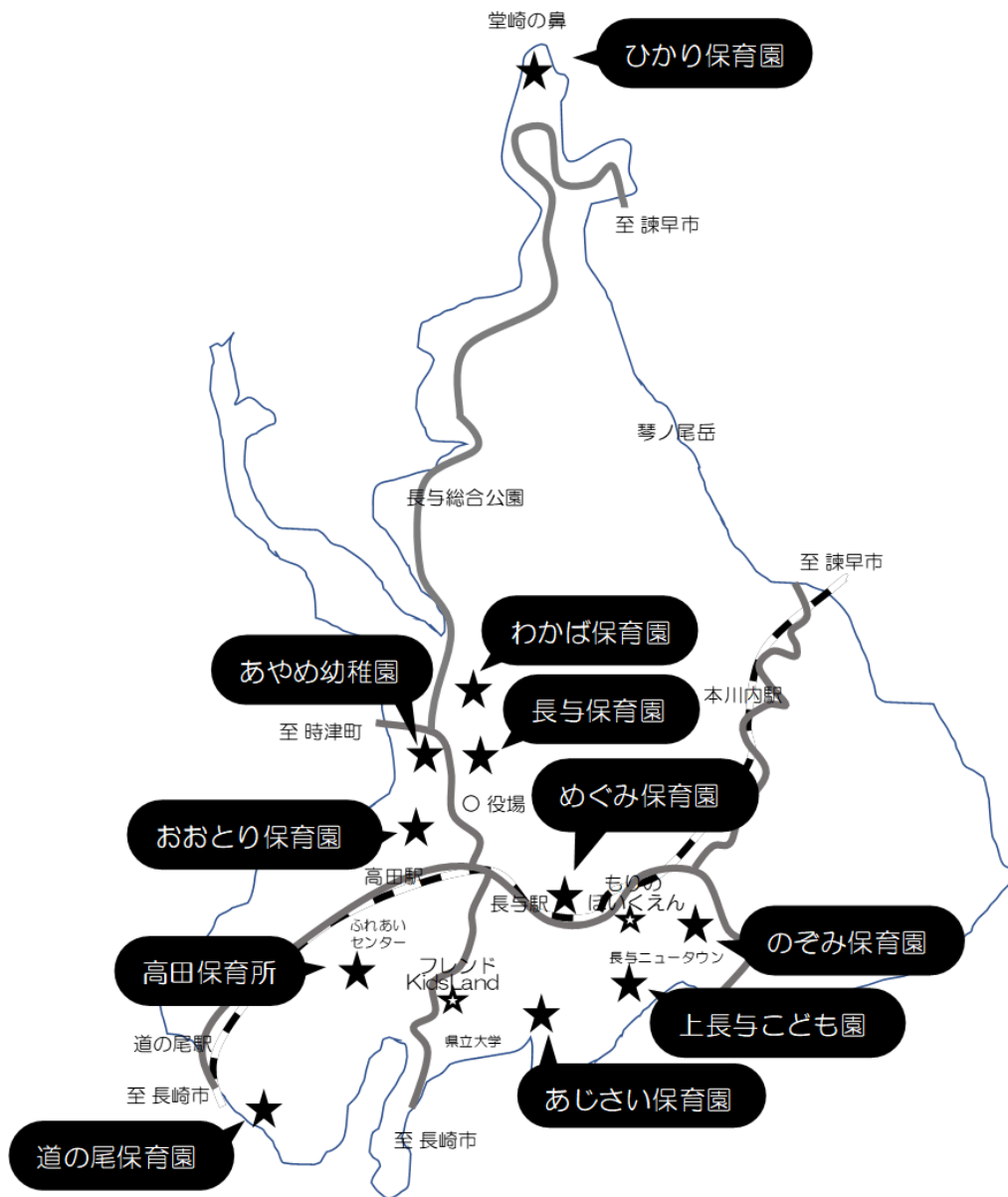
Q. 園に行ってみたいです! どうしたらいいですか?

A. 園庭開放日(園庭で遊ぶことができます♪)に参加してみるか、園の見学(園内を先生に案内していただけます♪)をしてみてください。

○認可外保育施設

県の認可を受けていない保育を行う施設です。各施設へ直接お申込みください。

施設名など	所在地	電話番号	対象年齢
フレンド Kids Land	高田郷 940 番地	883-6550	6 か月以上～幼稚園就園前（フレンド幼稚園入園が前提）
もりのほいくえん （企業主導型保育所）	吉無田郷 1578 番地	887-3600	5 か月以上児～2 歳 （要望に応じて小学校就学前まで可）



Q. 公立と私立で違いはありますか？

A. 運営主体が異なります。保育料の差はありません。

施設を選ぶ際には、公立・私立の違いよりも、各園の保育方針などを参考になさってください。

Q. 認可と認可外の違いは何ですか？

A. 認可保育施設は国基準を満たしており、保育料は長与町が定めています。国基準は満たしていませんが厚生労働省指針に基づく保育環境が整備されていて、保育料は施設で定めているのが認可外保育施設です。

申請書記入例

○申請前に必ず、希望する施設をお子さんと一緒に見学してください。
 ○同時に2人以上の児童の申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚ご記入ください。
 ○記入を誤った場合は、二重線を引き、横に正しく記入してください。
 訂正印は不要です。
 例： ~~埼玉県~~ 吉無田郷

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

年 月 日

長与町長 様

保護者氏名

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請書

提出に来る保護者名を記入してください。

※ 表、裏の両面を記入してください。

① 利用を希望する児童について

(ふりがな) 氏名		保護者との続柄	生年月日	性別	障害者手帳
ながよ こいち 長与 子1		子	○年 ○月 ○日生	男・女	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 特別児童扶養手当 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
個人番号：○○○○○○○○○○○○○○					
保護者現住所	長与町 ○○○ 郷 ○○○ 丁目 ○○○				
保護者連絡先	電話番号	携帯	父	自宅	(○○○)
	○○○-○○○○	○○○-○○○○	母	○○○-○○○○	○○○-○○○○
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無(※)	<input checked="" type="radio"/> 有：保護者の利用を希望する場合は、初めて申請する場合は、空欄で構いません。また、番号が分からない場合も、空欄で構いません。 <input type="radio"/> 無：幼稚園等				

※ 「保育所等」とは、保育所(園)、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)。
 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
 「有」を○で囲んだ場合は①～⑤に、「無」を○で囲んだ場合は①～④に必要な事項を記入してください。

②世帯の状況(①の児童を除く。)

区分	(ふりがな) 氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先名または学校名等	障害者手帳
児童の世帯員	長与 父 個人番号：○○○○○○○○○○○○	父	年 月 日生	長与会社1 電話番号()	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	長与 母 個人番号：○○○○○○○○○○○○	母	年 月 日生	長与会社2 電話番号()	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	長与 子2		年 月 日生	長与小学校	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	長与 祖母		年 月 日生	無職	<input checked="" type="radio"/> 有・無
	長与 叔父		年 月 日生	長与会社3	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	長与 子3		年 月 日生	○○大学 住所：○○県○○市○○町○○番地○	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		父、母、子については、同居、別居にかかわらず、全員記載してください。 別居の場合は余白に現住所を記載してください。 同じ住所に住まれている方については、世帯を分けられている場合も全員記載してください。			

(裏面)

③家庭の状況

祖父母の状況 (別居の場合)	父方	祖父	住所 特記事項： 死別	母方	祖父	住所 特記事項： 〇〇県〇〇市〇〇
		祖母	住所 特記事項： 同居		祖母	住所 特記事項： 同上
家庭の状況		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外				
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 適用無し				

利用開始日は毎月1日です。
4月から利用したい場合は、4月1日とご記入ください。(始)

④利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	〇年 〇月 1日から ① 小学校就学前3月末まで 2 年 月 日まで	
利用を希望する施設等	施設名	希望理由
	第1希望 〇〇〇保育園	町外の場合の市町村名 自宅から近いため等 利用を希望する理由を記載
	第2希望 〇〇〇保育園	町外の場合の市町村名 "
第3希望 〇〇〇保育園	十分に検討のうえ、利用する意志のある施設を記入してください。必ずしも第3希望まで記入する必要はありません。 ※「保育の必要性」が認められる場合でも、施設の受入可能人数を超過している場合は、入所することができません。 (希望する施設いずれにも入所できない場合があります。)	
きょうだい同時申込みの場合	<input checked="" type="checkbox"/> 全員同じ施設に入所できるまで待機 <input type="checkbox"/> 空きがあれば1人だけでも入所する	
第4希望 〇〇〇保育園	第5希望 〇〇〇保育園	

⑤保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由等	続柄	必要	第4希望以降がある場合は、適時、余白に記入してください。
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()		
希望する利用時間	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間 ・ <input type="checkbox"/> 保育短時間		

⑥税情報

保護者の状況によって決定するので、必ずしも希望どおり認定されるとは限りません。

求職活動での申込みは短時間になります。

町が施設給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を言及。)及び世帯情報を見ることが、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

↑記入はここまで

*市町村記載欄

認定の可否	認定日	支給認定証番号	認定区分等
<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
本人確認			
○次のうち1つ <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 各種手帳(身体 精神 療育) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他顔写真付公的身分証明書()			
○次のうち2つ <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 社員証・学生証 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証(6か月以内のもの) <input type="checkbox"/> その他()			
備考			

9. 必要書類について

全員	<input type="checkbox"/>	給付認定申請書（子1人につき1枚）	
	<input type="checkbox"/>	申請者のマイナンバーカードまたはマイナンバーが記載されているもの※1と本人確認書類※2	
	<input type="checkbox"/>	同意書（各保護者の同意が必要です。）	
	<input type="checkbox"/>	健康状況調査票	
	<input type="checkbox"/>	保育を必要とすることを証する書類（保護者1人につき1枚必要）※4	
	<input type="checkbox"/>	求職活動	入所申立書、ハローワーク登録証の写し
	<input type="checkbox"/>	就労	就労証明書（勤務先で証明してもらうこと）
	<input type="checkbox"/>	就労（自営）	就労証明書、開業届または確定申告書の写し
	<input type="checkbox"/>	妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日の箇所）
	<input type="checkbox"/>	保護者の疾病・障害	診断書または障害者（療育）手帳の写し※3
	<input type="checkbox"/>	介護・看護	介護・看護申立書、スケジュール申告書
<input type="checkbox"/>	災害復旧	り災害証明書	
<input type="checkbox"/>	就学	入所申立書、在学証明書（在学期間が確認できるもの）	
<input type="checkbox"/>	虐待・DV	公的機関の証明書	
該当者のみ	<input type="checkbox"/>	保育料口座登録のない方	口座振替納付依頼書（金融機関へご依頼ください。）
	<input type="checkbox"/>	ひとり親の方	児童扶養手当証書または戸籍謄本
	<input type="checkbox"/>	世帯内に障害のある方がいる場合	障害者手帳または特別児童扶養手当証書の写し
	<input type="checkbox"/>	その他	必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

- ※1 通知カードまたは住民票の写し ※2 顔写真付身分証明書1点（運転免許証、パスポートなど）または身分証明書2点（健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、官公署発行の書類など）
 ※3 障害者手帳で保育の必要性が確認できない場合は、診断書の提出が必要となる場合があります。
 ※4 保護者および18歳以上65歳未満の同居者につき1枚ずつ必要です。



【自営業または事業専従者の方】

- 自営業を開始したばかりの方や個人事業主に雇われている方で、長崎県の最低賃金価格基準（R5.10.13～1時間898円）を満たしているか確認ができない場合、入所月を含め3か月以内に収入実績の分かる書類の提出を求めることがあります。

【求職活動で申し込む方】

- 入所希望月から3か月以内に就労を開始して就労証明書を提出することで、施設を継続して利用することができます。
 入所希望月から3か月以内に入所が決定しない場合は、再度申込みが必要となります。

※ 参考 4月1日の満年齢でクラスが決まります。誕生日を迎えても年度中はそのクラスに在籍します。

クラス	生年月日	クラス	
0歳児	令和5年4月2日～	3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日



ミックンの絵本も
ぜひ読んでね♪



ホームページ



LINE

長与町の子育て情報をたくさん掲載しています！
左のQRコードから、ぜひご覧ください！



いいな・まこせんせい